

## 付 議 第 3 号

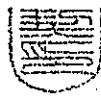
公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取に関する議案

令和3年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

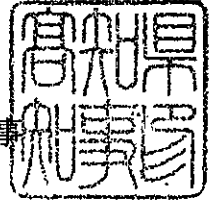
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



2 高政企第 246 号  
令和 3 年 2 月 2 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 3 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 3 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

1. 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
2. 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案
3. 令和 3 年度高知県一般会計予算（所管分）
4. 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
5. 令和 2 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
6. 令和 2 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
--	--------------------------------

を

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、新たに開設される高知県立高知国際中学校夜間学級における中学校での夜間の授業の特殊性等を考慮し、県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするものである。

新 旧 照 表 対 照 表  
 新 旧 対 照 表  
 公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員（確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（2） 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他

（2） 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他

の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

## 2 略

（給料）

第4条 給料は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第16条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。

（定時制通信教育手当）

第15条の3 定時制通信教育手当は、定時制（夜間に授業を行うものに限る。以下この条において同じ。）の課程又は通信制の課程を置く高等学校の職員（校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。ただし、人事委員会規則で定める事項に該当する場合は、この限りでない。

の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

## 2 略

（給料）

第4条 給料は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第16条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。

（定時制通信教育手当）

第15条の3 定時制通信教育手当は、定時制（夜間に授業を行うものに限る。以下この条において同じ。）の課程又は通信制の課程を置く高等学校の職員（校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。）に支給する。ただし、人事委員会規則で定める事項に該当する場合は、この限りでない。

2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあっては、19,000円（第12条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）にあっては、15,000円）、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっては、3,500円（管理職手当受給職員にあっては、2,800円）とする。ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、これらの額に勤務時間条令第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 略

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないこと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1	小学校、中学校又は義務教育学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（多学年学級担当手当）	1日当たり350円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	略
2～4	略	略	略
5	主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委	超

2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあっては、19,000円（第12条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）にあっては、15,000円）、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっては、3,500円（管理職手当受給職員にあっては、2,800円）とする。ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、これらの額に勤務時間条令第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 略

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないこと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1	小学校、中学校又は義務教育学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（多学年学級担当手当）	1日当たり350円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	略
2～4	略	略	略
5	主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委	超



<p>連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部署の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）</p>	<p>員会規則で定める額</p>
<p>6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）</p>	<p>1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p>
<p>備考 略</p>	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

<p>連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部署の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）</p>	<p>員会規則で定める額</p>
<p>備考 略</p>	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

# 夜間中学に勤務する教育職員に対する手当について

## 教職員・福利課

### 1 夜間中学の概要について

全国の設置状況：28自治体34校（令和2年4月時点）

**基本理念：**生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感しながら、安心・安全に学習することができる中学校夜間学級（夜間中学）

**校名：**「高知県立高知国際中学校夜間学級」として令和3年4月に開設  
**場所：**現在の高知江の口特別支援学校（高知市新本町）の校舎を活用

**入学要件：**高知県内に在住の学齢経過者で、国籍にかかわらず、3年間継続して通学できる者のうち、

- ① 小学校や中学校を卒業していない者（義務教育未修了者）
- ② 中学校を卒業した者のうち、学び直しを希望する者（不登校や病気等の理由で十分学校に通えなかった者）

**授業時間：**平日の夜間  
17:30～21:00

**教育職員の勤務時間：**  
13:00～21:30

**修業年限：**原則、3年

**教育課程：**特別の教育課程

**入学希望者：**12名  
（令和2年12月14日時点）

- ・学習指導要領を基本とした、中学校の全ての教科等を学習します。
- ・必要に応じて、小学校の学習内容や日本語の支援を行います。

生徒の様々な学びのニーズに応えるため、個々にあわせた指導内容や教材等の工夫が求められる等  
 特殊な勤務となるため、特殊勤務手当として「夜間学級教育手当」を新設する

### 2 夜間学級教育手当について

〔施行期日〕令和3年4月1日

**条例：**公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第16条（特殊勤務手当）第2項

**対象：**県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した下記の職員※

- ① 管理職手当受給者：校長、教頭 等
- ② ①以外の教育職員：教諭、講師 等

※ 夜間学級に係る担当業務時間が2分の1以上の職員を支給対象とする  
 手当受給予定者は①専任教頭1名、②教諭等2名



**金額：**1日当たり900円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額  
 （類似の手当である定時制通信教育手当に準じた額）

- ① 管理職手当受給者：710円/日（15,000円/月を日額換算）
- ② ①以外の教育職員：900円/日（19,000円/月 "）

〔参考〕  
 定時制通信

教育手当とは  
 →夜間の定時制、  
 通信制課程を置く  
 高校の本務教育  
 職員に対して支給  
 する手当